

粗暴苛酷且偏頗ナリトシ屢々婦人部研究会ヲ関催指弾シツ
、アリタルカ六月十日ノ婦人部研究会ニ於テ別記(一)ノ相ト
リ排斥決議文ヲ作成翌十一日工友會機關ニ諮リタル結果満
場一致右兩名ノ排斥ヲ決議シ同月十二日口頭ヲ以テ工場長
ニ交渉セルカ一蹴セラレタルニ因ル

七、經過

(1) 会社側ノ態度

会社側ニ於テハ甲番見廻監督柏トリハ他番監督ニ比シ最
モ忠実ナル監督者ニシテ同部ノ実績ハ他番ニ比シ極メテ
顕著ナルモノアリ又福岡留ニハ職員タル地位ニアリ各々
多少ノ欠陥ナレトモサルモ是等ハ尚及省善処セシムレバ
足ル問題ニシテ若シ斯ル従業員側ノ要求ヲ容ルハニ於テ
將未職工監督上重大ナル影響ヲ及ホストノ見地ヨリ工場

(2) 勞働者側

内秩序維持上人事問題ニ就テハ絶対ニ従業員ノ干渉ヲ許
サズト強硬ナル態度ヲ以テ望ムル
従業員側ハ婦人部研究会ノ決議並ニ上申ニ依リ六月十三
日工友會緊急役員會ヲ開催柏トリノ組合除名ヲ行フト共
ニ對策委員青木源三郎以下三十名ヲ選出更ニ翌十四日右
對策委員中より實行委員下シテ青木以ホ十一名ヲ選出再
ニ交渉セルカ容レラレサルヲ以テ会社側ニ工友會潰滅ノ
陰謀アリトシ断乎斗争ヲ開始スルカ六月十七日聲明書ヲ
活版印刷シ全従業員ニ配布スル共ニ斗争準備水シテ各
専門部署ヲ決定スル等是亦強硬ナル態度ヲ以テ對セリ
ハ交渉状況並解決條件
六月十三日以來再三折衝セルカ勞資双方共態度強硬ニシテ